

令和3年 月 日

保護者の皆さまへ

新発田市教育委員会  
教育長 工藤 ひとし

学習用タブレット端末を活用した家庭学習のための通信環境整備のお願い  
及びモバイルWi-Fiルーターの貸し出しについて

平素は、本市の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

標記の件につきまして、学習用タブレット端末の全学年配備が行われ、5月末から各学校にて順次運用が始まっております。新発田市教育委員会では、学習用タブレット端末を家庭学習でも活用できるよう、家庭への持ち帰りを予定しています。また、今後、臨時休校しなければならないときには、学習用タブレット端末を活用して、家庭と学校をオンラインで結び、課題のやり取り等を行うことも想定しています。これから学習用タブレット端末を活用して、家庭におけるインターネットでの調べ学習やオンラインでの授業や課題のやり取りをするためには、各ご家庭にWi-Fi（無線通信）環境を整備していただく必要があります。保護者の皆さまにおかれましては、教育のICT化に対応した家庭学習が可能となるよう趣旨をご理解いただくとともに、下記を参考にご家庭のWi-Fi環境整備をすすめていただくようお願いいたします。

また、各ご家庭のWi-Fi環境整備をすすめていただくにあたり、希望するご家庭に市教育委員会で用意したモバイルWi-Fiルーターの貸与を行います。（本体のみ無償、SIMカードの契約料及び通信費用等は保護者負担）ご希望の場合は、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1. ご家庭での学習用タブレット端末の活用に向けての予定

・期日：9月1日以降を予定

・内容：学習支援ソフト（AIドリル）で問題を解いたり、授業支援ソフト（Google Classroom やロイロノート）で宿題の提出等を行ったりします。

持ち帰り本格化の前に、お試しでタブレット端末を持ち帰り、ご家庭内で端末のWi-Fi設定等を行う接続テストを予定しております。

※具体的な日程や詳細については、学校からお知らせします。

※通信契約料や通信費用等は、保護者負担となります。

2. 家庭学習に必要な通信量及び費用の目安

① 通常の家庭学習 … 月3GB（ギガバイト）程度

[想定する状況]宿題をデータ送信する。インターネットで1日30分から

1時間程度の調べ学習を行う。（動画は見ない）

[通信費用] 月額 1,000～1,500 円程度

(通信事業者や契約内容によって金額は異なります。)

② 臨時休校時に授業動画やオンライン授業を受ける場合

… 月 20GB (ギガバイト) 程度

[想定する状況] 平日の毎日、午前午後各 2 時間程度の授業動画やオンライン授業の受講、課題のデータ送信等を行う。

[通信費用] 月額 2,000～3,000 円程度

(通信事業者や契約内容によって金額は異なります。)

3. 家庭での Wi-Fi 環境整備方法

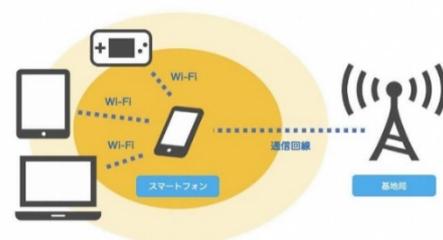
① 自宅のパソコンなどでインターネットを利用している場合

リースや購入により無線アクセスポイント (Wi-Fi ルーター) を用意し、モデムに接続する。(通信量の制限なし)



② スマートフォンのみでインターネットを利用している場合

スマートフォンのテザリング機能を利用し、インターネットにつなげる。(携帯通信事業者への事前申込みや契約により通信量の制限等を考慮する必要あり)



③ ご家庭でモバイルWi-Fiルーターを用意する場合

リースや購入によりモバイルWi-Fiルーターを用意し、通信事業者と通信契約をする。(ルーター本体と通信契約がセットの場合)

※ルーター本体のみの貸与を希望する場合は、通信事業者とSIMカードのみの通信契約を行ってください。

※現在の家庭通信環境の状況により、最適な整備方法が異なりますので、詳しくは、契約している通信事業者などにご相談ください。

4. モバイルWi-FiルーターNEC Aterm MP02LN SA (機器のみ) の無償貸与 (通信契約料や通信費用等は、保護者負担となります。)



① 申請者

新発田市立学校に在籍している児童生徒の保護者で、児童生徒の家庭学習を目的として家庭の通信環境整備を行うために、モバイルWi-Fiルーターの貸与を受けたい方

② 貸与期間

中学校を卒業するまで (ただし、転校や進学により新発田市立学校に在籍しなくなる場合は、速やかに返却する。)

③ 申請手続き

貸与を希望する場合、別紙「モバイルWi-Fiルーター等貸与申請書兼誓約書」を学校へ提出する。(年度ごとに提出が必要です。)

④ 申請期限

○月○日(○曜日) ※その後の申請は、随時受け付けます。

⑤ 貸与の決定・機器の貸与

申請者に対し、「モバイルWi-Fiルーター等貸与決定(却下)通知書」を交付します。決定を受けた保護者は、学校を通じ、機器を受け取ってください。

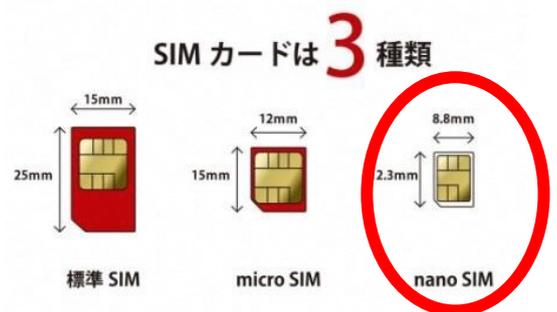
(機器受け取りの流れについては、決定通知の際、改めてお知らせします。)

⑥ 通信契約

機器の貸与を受けた保護者は、任意の通信事業者でデータ通信の通信契約を行ったSIMカードを貸与したモバイルルーターにセットしてください。(貸与するモバイルルーターは、「SIMフリー」でどの通信事業者のSIMにも対応し、規格は「ナノSIM」です。)

※ご家庭でモバイルWi-Fiルーターを用意する場合はSIMカードの規格に制限はありません。

契約内容は、「2. 家庭学習に必要な通信量及び費用の目安」を参考に、通信事業者や大手家電量販店等でご相談ください。(急な臨時休校になる場合に備え、通信量の変更が容易な契約が望ましい。)



⑦ 費用

通信契約及び通信にかかる費用は契約者(保護者)の負担となります。

故意または重大な過失により、貸与した機器(付属品を含む)が壊れたり、失くしたりしたときは、その補填に要する費用を申請者(保護者)で負担いただきます。

5. 家庭でのWi-Fi環境整備が難しい場合

① データでの課題提出やオンライン等での授業を行う場合、Wi-Fi環境がない家庭の児童生徒については、別の提出方法や学校に登校するなどの方法を検討しています。

② 各通信事業者から比較的安価な通信契約プランも出ていますので、家庭学習のためのご家庭の通信環境整備をご検討いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

新発田市教育委員会 新発田市乙次 281-2 (豊浦庁舎 2階)

端末の持ち帰り等について: 学校教育課 (0254-22-9532)

ルーターの貸出について: 教育総務課 (0254-22-9531)